

過年度 再商品化委託契約申込書(申込用紙1)

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 行

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づく特定分別基準適合物の再商品化の業務(「容器包装リサイクル法」第10条の2による市町村への金銭の支払業務を含む)に関して、過年度再商品化委託料支払いに関する契約約款(以下「約款」という。)の各条項を確認・同意し、下記のとおり公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に委託申込みをします。過年度再商品化委託契約は、協会が、申込に対する過年度再商品化委託承諾書をオンラインにより発行し当該承諾書にアクセス可能となった時に成立し、約款が適用されることを了承します。申込書の記載事項に過誤を発見したときは直ちに協会に書面で通知します。

●特定事業者コード ※送付状に記載の「特定事業者コード」を必ず転記してください。

- 令和 年 月 日
- 特定事業者名
- 代表者役職・氏名

※「特定事業者名」の記入にあたっては、法人格を示す名称(「株式会社」「有限会社」等)を省略せずに必ず記入してください。なお、個人で経営されている場合は、個人名(経営者名)をご記入ください。



●印の項目は必ずご記入をお願いします。(※消せるボールペンは使用しないでください。)

※代表者印を必ず押印してください。

※最新の状況を記入

●特定事業者名	(カナ)	●代表者役職	(カナ)	●代表者氏名	(カナ)
●特定事業者所在地(本社所在地)	(カナ) 〒 - 都道府県 区郡市	●代表電話番号		- -	
資本金等	千円	●主たる業種 ※必須 (下記表から該当する番号を選んで記入)	番号:	●会社(個人事業)設立年月	明治 平成 大正 令和 年 月
担当部署(書類送付先)	住所 ※特定事業者所在地と同一の場合は省略可	(カナ) 〒 - 都道府県 区郡市		●担当者氏名	(カナ)
	部署名	役職	●TEL	●E-mail	
		FAX			

再商品化委託料金の支払方法	一括払い
---------------	------

裏面も記入必須➡

再商品化委託契約申込に関連する主な注意点などについて

本申込書に必要事項を記入し、代表者印を押印した後、本申込書の写しをとって、契約約款とともに貴社(貴方)で保管してください。記入漏れなどの過誤がないときは、「過年度 再商品化委託承諾書」をオンライン発行いたします。発行した旨は、オンラインでのアクセスに必要なID・パスワードとともに文書でご連絡いたしますので、オンラインにアクセスのうえ、パソコンの画面上でご確認ください。

本申込書の写し、契約約款、過年度再商品化委託承諾書の3点が契約を証する証書となります。

1. 主たる業種について

以下の区分に従い、貴社が属する業種の番号を選択し、ご記入ください。

主たる業種の区分		記号	主たる業種の区分		記号
製造業等	食料品製造業	①	卸売業・小売業	酒類卸売・小売業	⑨
	清涼飲料・茶・コーヒー製造業	②		医薬品卸売・小売業	⑩
	酒類製造業	③		食料品卸売・小売業	⑪
	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	④		苗、種子卸売・小売業、花、植木卸売・小売業	⑫
	医薬品製造業	⑤		その他の卸売・小売業	⑬
	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	⑥	サービス業	⑭	
	農林・漁業	⑦	上記以外のその他の業種	⑮	
	その他の製造業等(建設業、運輸・通信業、不動産業等含む)	⑧			

また、貴社が上記のどの業種に該当するか不明な場合は、以下の事例を参考にご記入ください。

<参考事例>

- ・組合(農業組合、森林組合、漁業協同組合) ⇒ ⑦
- ・組合(生活協同組合) ⇒ ⑪
- ・組合(その他) ⇒ ⑮
- ・包装材製造関連 ⇒ ⑧ (※製造する包装材の用途に関わらず⑧を選択してください)
- ・飲食店・外食産業 ⇒ ⑮
- ・情報サービス・調査業 ⇒ ⑭
- ・鉄道業、ガス・電気・水道業 ⇒ ⑧
- ・公社、公益財団・社団法人、一般財団・社団法人等 ⇒ ⑧
- ・製氷店舗 ⇒ ⑧
- ・持ち帰り弁当店舗、ピザ宅配店舗 ⇒ ⑪
- ・宿泊施設 ⇒ ⑭
- ・新聞販売所 ⇒ ⑬

2. 事業の廃止などに伴うご連絡について

特定容器包装の利用・製造等に係る事業の全部を廃止(合併、会社分割、第三者への事業譲渡等)などが予定されている場合であっても、申込書の記載は申込日現在の状況に基づきご記入ください。上記のような事業の廃止などの事情が生じたときは、正確かつ確実に処理するため「申込・契約訂正等申請書」または非申込FAX返信票裏面の「事業の廃止に関する通知」欄によりご連絡ください。

3. 個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、再商品化委託契約の履行において当協会からの個別のご連絡・ご案内などを郵送または電子メールでお送りするために利用することがあります。当協会における個人情報保護方針については、協会ホームページをご覧ください。

4. 小規模事業者(義務対象外)について

下記条件を満たす事業者は、小規模事業者として、再商品化義務の適用を除外されます。

業種	売上高	従業員
製造業等	2億4,000万円以下	かつ20名以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ5名以下

5. 暴力団排除条例への対応について

暴力団への利益供与などを禁じる暴力団排除条例が、平成23年10月1日より、全ての都道府県で実施されています。当協会では、過年度再商品化委託料支払いに関する契約約款の第11条に、「反社会的勢力の排除に関する誓約」を追加しておりますので、予めご参照ください。

ご不明な点はコールセンターへお問合せください TEL: 03-5251-4870

過年度申込内容（必須記入）

お申込みいただく年度について、当時の状況をご記入ください。再商品化義務については時効が存在しないことから、容器包装リサイクル法が完全施行された平成12年度から当年度間で義務が発生していた場合は、遡及して過去分についても再商品化委託申込をしていただく必要があります。

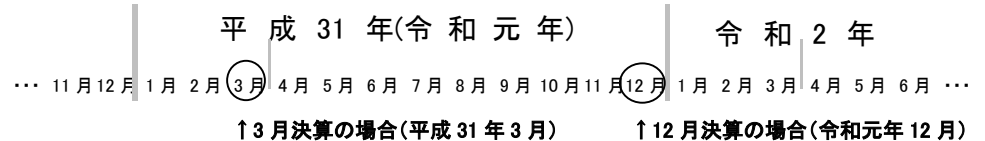
申込年度	●再商品化義務量 算定基準決算年月 ※下枠を参照	●ピーク時の 従業員数	●全事業の売上高 (消費税込)単位:千円	●再商品化実施 委託料金合計(税抜) ※申込用紙2の年度ごとの合計額	ガラスびん			PET ボトル	紙製 容器包装	プラスティック製 容器包装
					無色	茶色	その他			
平成12年度	平成11年3月 (12年1月以前の決算年月)	記入例 10人	9,000千円	192,211円					○	○
平成12年度	平成 年 月 (12年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成13年度	平成 年 月 (13年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成14年度	平成 年 月 (14年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成15年度	平成 年 月 (15年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成16年度	平成 年 月 (16年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成17年度	平成 年 月 (17年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成18年度	平成 年 月 (18年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成19年度	平成 年 月 (19年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成20年度	平成 年 月 (20年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成21年度	平成 年 月 (21年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成22年度	平成 年 月 (22年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成23年度	平成 年 月 (23年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成24年度	平成 年 月 (24年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成25年度	平成 年 月 (25年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成26年度	平成 年 月 (26年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成27年度	平成 年 月 (27年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成28年度	平成 年 月 (28年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成29年度	平成 年 月 (29年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成30年度	平成 年 月 (30年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
平成31年度 (令和元年度)	平成 年 月 (31年1月以前の決算年月)	人	千円	円						
令和2年度	平成 令和 年 月 (令和2年1月以前の決算年月)									

【再商品化義務量 算定基準決算年月】

再商品化義務量算定基準決算年月は、該当する申込年度の前年度決算年月（決算月が2・3月の場合は前々年度の決算年月）を使用します。

【例】令和2年度を申込む場合の決算年月

- 12月決算→令和元年12月
- 1月決算→令和2年1月(平成31年1月も可。前年度申込との継続性をみて判断)
- 2月決算→平成31年2月
- 3月決算→平成31年3月



【決算期間が1年に満たない、もしくは1年を超える場合】

再商品化委託申込は、申込年度1年間（4月1日～翌3月31日）ごとの申込になるので、決算期間が1年に満たない、もしくは1年を超える場合は1年分（12か月分）に数量を換算してください。